

## 決議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

### 記

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、平成三十年度からの新制度の円滑な実施のため、毎年三千四百億円の公費投入を確実に行うとともに、財政基盤強化策を講じること。また、保険料の激変緩和のための公費の弾力的運用、制度改革の周知・広報の徹底など万全な対応を図ること。

一、普通調整交付金が担う自治体間における所得調整機能は、平成三十年度以降もその機能を維持し、見直しを行わないこと。

一、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置は、子どもの対象年齢に関わらず直ちに廃止すること。

一、災害発生時においても医療サービスの提供や診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

一、国保データベース(KDB)システム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じること。また、保険者機能の発揮に向けて、国保連合会の積極的な活用を図ること。

一、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医師・看護師等の確保や地域偏在等を解消し、併せて介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

一、医療等分野における番号制度の円滑な運用、受診時のオンライン資格確認システムの構築等に当たっては、国の責任において必要な財政措置を講じること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

右 決議する。

平成二十九年十一月三十日